

授業科目名	知的財産と法 Intellectual Property and the Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	火曜日・1時限
単位数	2単位
担当教員名	寺本振透 (Teramoto Shinto)
授業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法及び著作権法を素材として、知的財産法の機能を知り、知的財産権がビジネスにおいてどのように利用可能であるかを知り、さらに、法律家が知的財産権を用いてビジネスを支援するために必要な基礎的な知識とスキルを身につけることを主たる目的とする。 ・具体的な目標は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法一般に共通する到達目標: 知的財産権という市場における競争を制限する力と、創作物の拡散および普及との間の関係を知ることによって、実務に役立つかたちで知的財産法を利用できるスキルを身につける。 ・特許法に関する到達目標: 特許出願人と一般市民(企業を含む)の代弁者たる審査官の攻防という文脈を意識して、特許権の付与に関する手続きを理解し、それらを他人に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。 ・著作権法に関する到達目標: メディア企業同士の競争、および、創作者とメディア企業の交渉という文脈を意識して、著作権の効果を実務に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。 ・なお、次の姿勢およびスキルを既に身に付けたいうで知的財産法を学ぶことが好ましい。しかしながら、ほとんどの学生がそのような水準に達していないであろう現実に鑑みて、知的財産法に関する議論を行いつつも、あわせて、これらの態度とスキルの醸成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・問題文の言い換えをもって回答するという法学部生にありがちな悪癖から脱する姿勢。 ・自分でも意味がよくわかっていない専門用語を並べただけの応答をもって終わりにするのではなく、それによって時間稼ぎをしつつも、説得力のある回答を普段使いの平易な言葉を使ってつくりだそうとする姿勢。 ・いったん行った発言に固執するのではなく、問答をくりかえしながら、徐々に発言の内容を修正したり、発展させたり、具体化したりする姿勢。 ・要件事実を無視して漫然と利益衡量を行おうとする悪癖から脱する姿勢。 ・条文を学説または判例の表現にいきなり置き換えるのではなく、あくまでも条文の表現に沿って、事実の整理を行う姿勢とスキル。 ・社会常識の範囲内で、問題(あるいは、仮想的な依頼者)が特定していないような事実を想像するスキル。 ・ある表現方法(例えば、文書、図面、専門用語を使った説明など)で与えられた情報を十分に理解したうえで、別の表現方法(例えば、文書から図面へ、図面から文書へ、専門用語から平易な言葉へ)に置き換えて出力するスキル。
履修条件	2年次以降の者に限る。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・最初に、市場における知的財産権の役割を議論し、その後、具体的な要件事実の実践的な活用法を学ぶ原理を認識し、その展開の仕方を学んでおくことが、短時間で新しい問題に対処しなければならない法律実務家(そして、そのシミュレーションを試験場で行うこととなる受験生)にとって、良い仕事を効率よく行うための武器となる。 ・この授業は、豊富な実務経験を有する教員による、実践的なものとなる。 <p>※「ロードマップ」を参考にしてください。</p> <p>In this class, students learn the basic concepts of intellectual property law practice including patent examination procedures and infringement litigations.</p>
	<p>第1回 イノベーションの拡散</p> <p>第2回 ネットワーク図を書く練習</p>

授業計画	<p>第3回 特許権侵害訴訟の要件事実</p> <p>第4回 特許権侵害訴訟の要件事実</p> <p>第5回 著作権侵害訴訟の要件事実</p> <p>第6回 特許権の力 - 「実施」とは何か？</p> <p>第7回 特許権の力 - 「実施」とは何か？</p> <p>第8回 消尽とは何か？</p> <p>第9回 消尽とは何か？</p> <p>第10回 著作権の力 - 複製、実演、譲渡等の意味は何か？</p> <p>第11回 著作権の力 - 複製、実演、譲渡等の意味は何か？</p> <p>第12回 著作権の力 - 複製、実演、譲渡等の意味は何か？</p> <p>第13回 著作権の力 - 複製、実演、譲渡等の意味は何か？</p> <p>第14回 著作権の力 - 複製、実演、譲渡等の意味は何か？</p> <p>第15回 創作の成果が既に市場に置かれているならば？</p>
授業の進め方	もっぱら学生との問答を通じて授業を進める。
教科書及び参考図書等	<p>中山信弘『特許法』(弘文堂、第二版、2012年)</p> <p>中山信弘『著作権法』(有斐閣、第二版、2014年)</p>
試験・成績評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中の質疑に対する応答その他発言(20%)、毎回の演習における解答(20%)および期末試験(60%)により、成績評価を行う。 ・知的財産法のようないわゆるビジネス・ローにおいては、授業を通じて初めて学習の方法がわかることも多いから、授業中に積極的な発言をすることが巧みにできなかったものでも、期末試験において実力を示す機会を与えるべきものと考え、期末試験の比重を高め設定する。
事前学習	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、授業用のウェブサイトへレジュメをアップロードしておく。 ・レジュメとそこで引用されている裁判例を読んでから授業に臨むことをおすすめする。教科書は、種々の情報を便利に引き出すためのツールとして利用せよ。「基本書を精読して暗記する」ような学習は無益である。
課題レポート等	毎回、授業時間内に演習を行う。
オフィスアワー	特に定めない。随時、教員と電子メールで連絡して予約のうえ、教員の研究室に来訪すればよろしい。
その他	<p>復習については、可能な限り、集団で、裁判例を用いて、要件事実に従った攻防を整理することを中心として行うことをおすすめする。</p> <p>i) 「知的財産と法」の講義資料は、特許法および著作権法の案件の都合上、写真、図面等が多くてサイズが大きいため、TKCでは配信できないことが多い。そこで、Kyushu University e-Learning System (https://moodle.artsci.kyushu-u.ac.jp/)で、配信する。</p> <p>ii) このシステムのマニュアルは、http://lac.kyushu-u.ac.jp/m2b/index.htmlにある。</p>